



三重県知事

様

医療法人住所 三重県名張市夏見字下川原

276-5

医療法人の名称 医療法人 一桜会

理事長 大門 啓一

電話 (0595) 64-3322



決 算 届

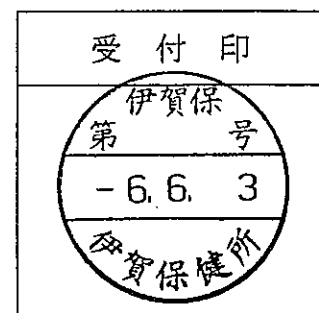
令和5年3月1日から令和6年2月29日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

[添付書類]

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 監事の監査報告書

[備考]

提出に当たっては、正本、副本（各1部）を提出してください。（医療法施行規則第33条の2第1項）



〔別 紙〕

様式 1

事業報告書

(自 令和5年3月1日 至 令和6年2月29日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人一桜会

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人☐ 出資額限度法人 ☒ その他③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 三重県名張市夏見字下川原276番地の5

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成19年2月28日

(4) 設立登記年月日 平成19年3月12日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長		
理 事		
同		
同		
同		
同		
同		
監 事		
同		
評 議 員		
同		
同		

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第46条の5第6項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第46条の4参照)

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	医療法人 一桜会 やすらぎ大門歯科 クリニック	名張市夏見字下川原276番地 の5 医療機関コード 1305131 2431303131	申請者1施設あり

注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。

3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
該当なし		

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

- (3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考
該当なし		

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和5年4月12日 令和4年度決算の決定

令和6年度の事業計画及び収支予算の決定

令和6年2月29日

様式 2

法人名 医療法人 一桜会
所在地 三重県名張市夏見字下川原 2 7 6 番地の 5

※医療法人整理番号 0538

財 産 目 録
(令和 6 年 2 月 2 9 日現在)

1. 資 産 額	23,157 千円
2. 負 債 額	2,346 千円
3. 純 資 産 額	20,811 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	20,958
B 固 定 資 産	2,199
C 資 産 合 計 (A + B)	23,157
D 負 債 合 計	2,346
E 純 資 産 (C - D)	20,811

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地	(☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物	(☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 4 - 2

法人名 医療法人 一桜会
所在地 三重県名張市夏見字下川原 2 7 6 番地の 5

※医療法人整理番号 17534

損 益 計 算 書
(自 令和 5 年 3 月 1 日 至 令和 6 年 2 月 2 9 日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	50,250
2 事業費用	50,936
本来業務事業利益	△ 685
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	
事業利益	△ 685
II 事業外収益	795
III 事業外費用	
経常利益	109
IV 特別利益	182
V 特別損失	
税引前当期純利益	291
法人税等	80
当期純利益	210

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 3 - 2

法人名 医療法人 一桜会
所在地 三重県名張市夏見字下川原 2 7 6 番地の 5

※医療法人整理番号 0534

貸 借 対 照 表
(令和 6 年 2 月 2 9 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	20,958	I 流 動 負 債	2,346
II 固 定 資 産	2,199	II 固 定 負 債	0
1 有 形 固 定 資 産	2,199	(うち保有医療機関債)	()
2 無 形 固 定 資 産		負 債 合 計	2,346
3 そ の 他 の 資 産		純 資 産 の 部	
(うち保有医療機関債)	()	科 目	金 額
		I 資 本 金	10,000
		II 積 立 金	10,600
		(うち代替基金)	()
		III 評 価 ・ 換 算 差 額 等	
		純 資 産 合 計	20,811
資 産 合 計	23,157	負債・純資産合計	23,157

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

※医療法人整理番号									
-----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

法人名	医療法人 一桜会
所在地	三重県名張市夏見字下川原276番地の5

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	資産総額 (千円)	事業の 内容	関係 事業者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
			該当なし						

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係 事業者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
			該当なし				

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 一桜会

理事長 大門 啓一 殿

私（注１）は、医療法人一桜会の令和⁵4会計年度（令和５年３月１日から令和６年２月２９日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注２）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実はありません。

令和６年４月２２日

医療法人一桜会

監事 大門美智子



（注１）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注２）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の内容に関する報告書」とし、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。